

ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援に関する関係府省会議の開催について

平成 27 年 4 月 20 日
関係府省申し合わせ

1. 就労しながらも経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭・多子世帯等の自立の支援を図る必要があることに鑑み、政府全体として関係府省が連携して支援の充実策を検討するため、ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援に関する関係府省会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官

構成員 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

法務省民事局長

文部科学省生涯学習政策局長

国土交通省住宅局長

3. 会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。